



2026年6月23日

各 位

会 社 名 名 古 屋 電 機 工 業 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 服 部 高 明  
(コード番号:6797 東証スタンダード・名証メイン)  
問 合 せ 先 取 締 役 鬼 頭 達 史  
( T E L . 052 - 443 - 1111 )

## 任意の指名・報酬委員会設置に関するお知らせ

当社は、2026年6月23日開催の取締役会において、取締役会の諮問機関として任意の「指名・報酬委員会」(以下「本委員会」という。)を設置することを下記のとおり決議しましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本委員会設置の目的

取締役の指名及び報酬等に関する手続き等の公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的とし、取締役会の任意の諮問機関として本委員会を設置いたします。

#### 2. 本委員会の役割

本委員会は、取締役会の諮問に応じて、以下の事項等について審議をし、その結果を取締役会に答申を行います。

- (1) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員の選任・解任に関する事項
- (2) 代表取締役の選定・解職に関する事項
- (3) 役付執行役員の選定・解職に関する事項
- (4) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員の報酬等に関する事項
- (5) 後継者計画に関する事項
- (6) その他、取締役会が必要と判断した事項

#### 3. 本委員会の構成

本委員会は、取締役会の決議によって選定された委員3名以上で構成し、その過半数は独立社外役員から選定します。また、委員長は独立社外役員である委員の中から、本委員会の決議により選定いたします。

#### 4. 任意の指名・報酬委員会の設置日

2026年6月23日

以上